

平成28年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第9号説明資料

平成28年2月16日

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
参考資料	2
新旧対照表	3～11

消防総務課

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

1 改正概要

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の施行後10年以上が経過し、当初、想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、上記省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）が公布されました。

このことにより、当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規程を整備するなど、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）が改正されたことから、安全性の確保のため「ガスグリドル付きこんろ」を新たに追加すること等について、大磯町火災予防条例（昭和37年条例第18号。以下「条例」という。）の一部改正を行うものです。

2 改正内容

条例の別表第3に規定されている内容について、次のとおり所要の整備を行うものです。

(1) ガスグリドル付きこんろについて

- ・ 家庭用ガス調理機器のJIS規格に「ガスグリドル付きこんろ」が追加され、市場に流通してきた状況を踏まえ、グリドル付きこんろに係る離隔距離について、別表第3に追加するものです。
- ・ 離隔距離については、現行、別表第3において規定されているこんろ及びグリドル付きこんろと同様の離隔距離とすることを規定するものです。

(2) 電磁誘導加熱式調理器について

- ・ 電磁誘導加熱式調理器の機器については、最大入力値が5.8k w（1口当たりの最大入力値3.3k w）の機器が流通している状況を踏まえ、最大入力値が5.8k w以下（1口当たりの最大入力値3.3k w以下）である電磁誘導加熱式調理器及びその複合品に係る離隔距離について、別表第3に追加するものです。
- ・ 離隔距離については、現行、別表第3において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とすることを規定するものです。

※ 離隔距離とは、可燃物等との間に設けるべき、火災予防上安全な距離として定められている距離です。

(3) 用字及び用語の整理

大磯町公用文に関する規程等に基づき、用字及び用語の整理を行います。

(4) 施行日

平成28年4月1日とします。

総務省令第93号（平成27年11月13日）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条第1項第1号及び第5条の2第1項第1号の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
（以下省略）

図1-1 ガスグリル付きこんろとガスグリドル付きこんろ

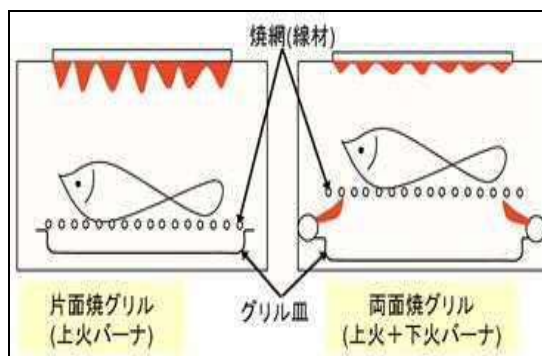


ガスグリル付きこんろ

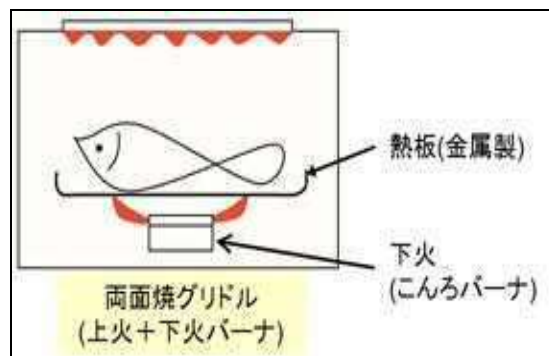


ガスグリドル付きこんろ

図1-2 ガスグリルとガスグリドルのバーナー配置



ガスグリル



ガスグリドル

大磯町火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章・第2章 省略 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 第3条～第7条の2 省略 (簡易湯沸設備) 第8条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。)の規定を準用する。 (給湯湯沸設備) 第8条の2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)の規定を準用する。 第8条の3～第17条の3 省略 第2節～第4節 省略 第3章の2～第5章の2 省略 第6章 雑則 第43条 省略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(5) 省略 (6) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。) (7)～(17) 省略 第45条～第47条 省略 (手数料) 第47条の2 前条のタンクの水張検査又は水圧検査については、大磯町手数料条例(平成12年大磯町条例第2号)に定める手数料を徴収する。 第48条 省略 第7章 省略 附 則 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 省略 第1章・第2章 省略 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 第3条～第7条の2 省略 (簡易湯沸かし設備) 第8条 簡易湯沸かし設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。)の規定を準用する。 (給湯湯沸かし設備) 第8条の2 給湯湯沸かし設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)の規定を準用する。 第8条の3～第17条の3 省略 第2節～第4節 省略 第3章の2～第5章の2 省略 第6章 雑則 第43条 省略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(5) 省略 (6) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸かし設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。) (7)～(17) 省略 第45条～第47条 省略 (手数料) 第47条の2 前条のタンクの水張検査又は水圧検査については、大磯町手数料条例に定める手数料を徴収する。 第48条 省略 第7章 省略</p>

改正案

現行

別表第1・別表第2 省略

別表第3 (第3条~第8条の2、第18条、第20条関係)

別表第1・別表第2 省略

別表第3 (第3条~第8条の2・第18条・第20条関係)

種類			入力	離隔距離 (cm)				備考	
炉	開放炉			上方	側方	前方	後方		
ふろ気 が主 燃 料 外	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	ニ	250	200	300	200	注1:浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	ニ	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	ニ	100	100	100	100		
		開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	ニ	250	200	300		200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	ニ	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	ニ	100	50	100	50		
	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	ニ	15	15		15
			内が主	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	ニ	ニ	60		ニ
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	15		15
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	15	60		15
			内が主	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	15	60		ニ
			密閉式	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	2	2		2
屋外用	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	60	15	15	15				
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	ニ	4.5	ニ	4.5	
					ニ			注1	

種類			入力	離隔距離 (cm)				備考	
炉	開放炉			上方	側方	前方	後方		
ふろ気 が主 燃 料 外	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	ニ	250	200	300	200	注1:浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	ニ	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	ニ	100	100	100	100		
		開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	ニ	250	200	300		200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	ニ	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	ニ	100	50	100	50		
	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	ニ	15	15		15
			内が主	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	ニ	ニ	60		ニ
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	15		15
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	15	60		15
			内が主	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	15	60		ニ
			密閉式	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	ニ	2	2		2
屋外用	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	60	15	15	15				
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	ニ	4.5	ニ	4.5	
					ニ			注1	

改正案

現行

			内がま	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては42KW以下)	二	二	二	二	
		浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	4.5	二	4.5	
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	4.5	二	4.5	
			内がま	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	二	二	二	
		密閉式		21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	2	二	2	
		屋外用		21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	30	4.5	二	4.5	
	液体燃料	不燃以外		39KW以下	60	15	15	15	
	液体燃料	不燃		39KW以下	50	5	二	5	
		上記に分類されないもの			二	60	15	60	15
温風暖房機	気体燃料	不燃	半密閉式・バーナーが強制対流型 密閉式 懸べい	19KW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1: 風道を使用するものにあつては15cmとする。
	液体燃料	不燃	半密閉式	強制対流型 温風を前方向に吹き出すもの	26KW以下	100	15	150	15
	液体燃料	不燃		26KWを超え70KW以下	100	15	100	15	注2: タクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。
	液体燃料	不燃		温風を全周方向に吹き出すもの	26KW以下	100	150	150	150
	液体燃料	不燃		強制排気型	26KW以下	60	10	100	10
	液体燃料	不燃	密閉式	強制給排気型	26KW以下	60	10	100	10
	液体燃料	不燃	半密閉式	強制対流型 温風を前方向に吹き出すもの	70KW以下	80	5	二	5

			内がま	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては42KW以下)	二	二	二	二	
		浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	4.5	二	4.5	
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	4.5	二	4.5	
			内がま	21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	二	二	二	
		密閉式		21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	二	2	二	2	注1
		屋外用		21KW以下(ふろ用以外のバーナ 下 一をもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	30	4.5	二	4.5	
	液体燃料	不燃以外		39KW以下	60	15	15	15	
	液体燃料	不燃		39KW以下	50	5	二	5	
		上記に分類されないもの			二	60	15	60	15
温風暖房機	気体燃料	不燃	半密閉式・バーナーが強制対流型 密閉式 懸べい	19KW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1: 風道を使用するものにあつては15cmとする。
	液体燃料	不燃	半密閉式	強制対流型 温風を前方向に吹き出すもの	26KW以下	100	15	150	15
	液体燃料	不燃		26KWを超え70KW以下	100	15	100	15	注2: タクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。
	液体燃料	不燃		温風を全周方向に吹き出すもの	26KW以下	100	150	150	150
	液体燃料	不燃		強制排気型	26KW以下	60	10	100	10
	液体燃料	不燃	密閉式	強制給排気型	26KW以下	60	10	100	10
	液体燃料	不燃	半密閉式	強制対流型 温風を前方向に吹き出すもの	70KW以下	80	5	二	5

注2: 風道を使用するものにあつては15cmとする。

改正案

現行

				温風を全周方向に吹き出すもの	26KW以下	80	150	二	150	
				強制排気型	26KW以下	50	5	二	5	
				密閉式 強制給排気型	26KW以下	50	5	二	5	
				上記に分類されないもの	二	100	80	80	80	
厨房設備	気体燃料以外	不燃	開放式	挿込型こんろ・グリル付こんろ・グリド付こんろ・キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリド付こんろ	14KW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21KW以下	100	15	15	15	
		不燃	開放式	挿込型こんろ・グリル付こんろ・グリド付こんろ・キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリド付こんろ	14KW以下	80	0	二	0	
				据置型レンジ	21KW以下	80	0	二	0	
		上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	二	250	200	300
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	二	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	二	100	50	100	50	
ボイラー	気体燃料以外	不燃	開放式	フードを付けない場合	7KW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式	12KWを超え42KW以下	二	15	15	15			
			12KW以下	二	4.5	4.5	4.5			
		密閉式	42KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			屋外用	フードを付けない場合	42KW以下	60	15	15	15	
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7KW以下	30	4.5	二	4.5		
			フードを付ける場合	7KW以下	10	4.5	二	4.5		
	半密閉式	42KW以下	二	4.5	二	4.5				
		密閉式	42KW以下	4.5	4.5	二	4.5			
	屋外用	フードを付けない場合	42KW以下	30	4.5	二	4.5			
		フードを付ける場合	42KW以下	10	4.5	二	4.5			
液体燃料	不燃以外	12KWを超え70KW以下			60	15	15	15		
		12KW以下			40	4.5	15	4.5		
	不燃	12KWを超え70KW以下			50	5	二	5		
		12KW以下			20	1.5	二	1.5		
上記に分類されないもの				23KWを超える	120	45	150	45		
				23KW以下	120	30	100	30		
ストーブ	気体燃料以外	不燃	開放式	バーナーが露出 壁掛け型、つり下げ型	7KW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合に
			半密閉式密閉式	バーナーが自然対流型 隠べい	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出 壁掛け型、つり下げ型	7KW以下	15	15	80	4.5	
				半密閉式・	バーナーが自然対流型	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5

				温風を全周方向に吹き出すもの	26KW以下	80	150	二	150	
				強制排気型	26KW以下	50	5	二	5	
				密閉式 強制給排気型	26KW以下	50	5	二	5	
				上記に分類されないもの	二	100	60	80	80	注3：ダクト接続型以外の場合には100cmとする。
厨房設備	気体燃料以外	不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14KW以下	100	15	15	15	注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21KW以下	100	15	15	15	
		不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14KW以下	80	0	二	0	
				据置型レンジ	21KW以下	80	0	二	0	
		上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	二	250	200	300
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	二	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	二	100	50	100	50	
ボイラー	気体燃料以外	不燃	開放式	フードを付けない場合	7KW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式	12KWを超え42KW以下	二	15	15	15			
			12KW以下	二	4.5	4.5	4.5			
		密閉式	42KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			屋外用	フードを付けない場合	42KW以下	60	15	15	15	
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7KW以下	30	4.5	二	4.5		
			フードを付ける場合	7KW以下	10	4.5	二	4.5		
	半密閉式	42KW以下	二	4.5	二	4.5				
		密閉式	42KW以下	4.5	4.5	二	4.5			
	屋外用	フードを付けない場合	42KW以下	30	4.5	二	4.5			
		フードを付ける場合	42KW以下	10	4.5	二	4.5			
液体燃料	不燃以外	12KWを超え70KW以下			60	15	15	15		
		12KW以下			40	4.5	15	4.5		
	不燃	12KWを超え70KW以下			50	5	二	5		
		12KW以下			20	1.5	二	1.5		
上記に分類されないもの				23KWを超える	120	45	150	45		
				23KW以下	120	30	100	30		
ストーブ	気体燃料以外	不燃	開放式	バーナーが露出 壁掛け型、つり下げ型	7KW以下	30	60	100	4.5	注5：熱対流方向が一方向に集中する場合に
			半密閉式密閉式	バーナーが自然対流型 隠べい	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出 壁掛け型、つり下げ型	7KW以下	15	15	80	4.5	
				半密閉式・	バーナーが自然対流型	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5

改正案

現行

液体燃 料	燃 以外	密閉式	壁べい	自然対 流型	機器の全周から熱を放 散するもの	39KW以下	150	100	100	100	あって は60cm とする。	
		半密閉式		自然対 流型	機器の上方又は前方に 熱を放散するもの	39KW以下	150	15	100	15		
		密閉式	壁べい	自然対 流型	機器の全周から熱を放 散するもの	39KW以下	120	100	-	100		
		半密閉式		自然対 流型	機器の上方又は前方に 熱を放散するもの	39KW以下	120	5	-	5		
上記に分類されないもの						=	150	100	150	100		
乾燥 設備	気 燃 以外	開放式			衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		開放式			衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	-	4.5		
		上記に分類されないもの						=	100	50	100	50
		内部容積が1立方メー トル以上のもの						=	50	30	50	30
内部容積が1立方メー トル未満のもの						=	50	30	50	30		
簡易 湯沸 設備	気 燃 以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7KW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合		7KW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合		12KW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合		12KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式	12KW以下		-	4.5	4.5	4.5				
			密閉式	常圧貯蔵型	12KW以下		4.5	4.5	4.5	4.5		
					瞬間型	調理台型		-	0	-	0	
						壁掛け型、据置型		12KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		12KW以下				60	15	15	15			
		屋外用	フードを付けない場合		12KW以下	15	15	15	15			
			フードを付ける場合		12KW以下	30	4.5	-	4.5			
			開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7KW以下	10	4.5	-	4.5	
					フードを付ける場合		12KW以下	30	4.5	-	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5			
			フードを付ける場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5			
			半密閉式	12KW以下		-	4.5	-	4.5			
密閉式	常圧貯蔵型			12KW以下		4.5	4.5	-	4.5			
		瞬間型		調理台型		-	0	-	0			
				壁掛け型、据置型		12KW以下	4.5	4.5	-	4.5		
			12KW以下		30	4.5	-	4.5				
屋外用	フードを付けない場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5					
	フードを付ける場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5					
	12KW以下		40	4.5	15	4.5						
	12KW以下		20	1.5	-	1.5						

液体燃 料	燃 以外	密閉式	壁べい	自然対 流型	機器の全周から熱を放 散するもの	39KW以下	150	100	100	100	にあっ ては60 cmとす る。	
		半密閉式		自然対 流型	機器の上方又は前方に 熱を放散するもの	39KW以下	150	15	100	15		
		密閉式	壁べい	自然対 流型	機器の全周から熱を放 散するもの	39KW以下	120	100	-	100		
		半密閉式		自然対 流型	機器の上方又は前方に 熱を放散するもの	39KW以下	120	5	-	5		
上記に分類されないもの						=	150	100	150	100		
乾燥 設備	気 燃 以外	開放式			衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		開放式			衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	-	4.5		
		上記に分類されないもの						=	100	50	100	50
		内部容積が1立方メー トル以上のもの						=	50	30	50	30
内部容積が1立方メー トル未満のもの						=	50	30	50	30		
簡易 湯沸 かし 設備	気 燃 以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7KW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合		7KW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合		12KW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合		12KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式	12KW以下		-	4.5	4.5	4.5				
			密閉式	常圧貯蔵型	12KW以下		4.5	4.5	4.5	4.5		
					瞬間型	調理台型		-	0	-	0	
						壁掛け型、据置型		12KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		12KW以下				60	15	15	15			
		屋外用	フードを付けない場合		12KW以下	15	15	15	15			
			フードを付ける場合		12KW以下	30	4.5	-	4.5			
			開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7KW以下	10	4.5	-	4.5	
					フードを付ける場合		12KW以下	30	4.5	-	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5			
			フードを付ける場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5			
			半密閉式	12KW以下		-	4.5	-	4.5			
密閉式	常圧貯蔵型			12KW以下		4.5	4.5	-	4.5			
		瞬間型		調理台型		-	0	-	0			
				壁掛け型、据置型		12KW以下	4.5	4.5	-	4.5		
			12KW以下		30	4.5	-	4.5				
屋外用	フードを付けない場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5					
	フードを付ける場合		12KW以下	10	4.5	-	4.5					
	12KW以下		40	4.5	15	4.5						
	12KW以下		20	1.5	-	1.5						

改正案

現行

移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが前方放射型露出	フードを付ける場合	12KWを超え70KW以下	15	15	15	15	注1：熱対流方向が二方向に集中する。注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。							
				バーナーが全周放射型露出	12KWを超え42KW以下	15	4.5	15	4.5									
				バーナーが自然対流型隠べい	12KWを超え70KW以下	15	4.5	15	4.5									
				強制対流型	12KWを超え70KW以下	15	0	15	0									
				壁掛け型、据置型	12KWを超え70KW以下	4.5	4.5	15	4.5									
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12KWを超え42KW以下	30	4.5	15		4.5						
						フードを付ける場合	12KWを超え42KW以下	10	4.5	15		4.5						
						フードを付けない場合	12KWを超え70KW以下	30	4.5	15		4.5						
						フードを付ける場合	12KWを超え70KW以下	10	4.5	15		4.5						
				液体燃料	不燃	開放式	12KWを超え70KW以下	60	15	15		15						
							12KWを超え70KW以下	50	5	15		5						
				上記に分類されないもの								60	15	60	15			
				調理器具	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが前方放射型露出	卓上型こんろ(1口)	5.8KW以下		100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の隣隔距離を示す。		
								卓上型こんろ(2口以上)	14KW以下	100		15	15	15				
								卓上型グリル付こんろ	7KW以下	100		15	15	15				
卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7KW以下	50	4.5					4.5	4.5									
バーナーが加熱部が開放	7KW以下	100	15					15	15									
バーナーが加熱部が隠べい	7KW以下	50	4.5					4.5	4.5									
液体燃料	不燃	開放式	放射型					7KW以下	80	30	15	5						
			自然対流型					7KWを超え12KW以下	120	100	15	100						
			強制対流型					7KW以下	80	30	15	30						
			温風を前方向に吹き出すもの					12KW以下	80	5	15	5						
			温風を全周方向に吹き出すもの					7KWを超え12KW以下	80	150	15	150						
			7KW以下					80	100	15	100							
			固体燃料					100	50	50	50							
			上記に分類されないもの							100	50	50	50					
			上記に分類されないもの							100	50	50	50					

移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが前方放射型露出	フードを付ける場合	12KWを超え70KW以下	15	15	15	15	注6：方向性を有するものにあつては100cmとする。							
				バーナーが全周放射型露出	12KWを超え42KW以下	15	4.5	15	4.5									
				バーナーが自然対流型隠べい	12KWを超え70KW以下	15	4.5	15	4.5									
				強制対流型	12KWを超え70KW以下	15	0	15	0									
				壁掛け型、据置型	12KWを超え70KW以下	4.5	4.5	15	4.5									
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12KWを超え42KW以下	30	4.5	15		4.5						
						フードを付ける場合	12KWを超え42KW以下	10	4.5	15		4.5						
						フードを付けない場合	12KWを超え70KW以下	30	4.5	15		4.5						
						フードを付ける場合	12KWを超え70KW以下	10	4.5	15		4.5						
				液体燃料	不燃	開放式	12KWを超え70KW以下	60	15	15		15						
							12KWを超え70KW以下	50	5	15		5						
				上記に分類されないもの								60	15	60	15			
				調理器具	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが前方放射型露出	卓上型こんろ(1口)	5.8KW以下		100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の隣隔距離を示す。		
								卓上型こんろ(2口以上)	14KW以下	100		15	15	15				
								卓上型グリル付こんろ	7KW以下	100		15	15	15				
卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7KW以下	50	4.5					4.5	4.5									
バーナーが加熱部が開放	7KW以下	100	15					15	15									
バーナーが加熱部が隠べい	7KW以下	50	4.5					4.5	4.5									
液体燃料	不燃	開放式	放射型					7KW以下	80	30	15	5						
			自然対流型					7KWを超え12KW以下	120	100	15	100						
			強制対流型					7KW以下	80	30	15	30						
			温風を前方向に吹き出すもの					12KW以下	80	5	15	5						
			温風を全周方向に吹き出すもの					7KWを超え12KW以下	80	150	15	150						
			7KW以下					80	100	15	100							
			固体燃料					100	50	50	50							
			上記に分類されないもの							100	50	50	50					
			上記に分類されないもの							100	50	50	50					

改正案				現行														
			卓上型オーブ シン・グリル（フ ードを付ける 場合） 炊飯器（炊飯容 量4リットル 以下） 圧力調理器（内 容積10リット ル以下）	7 KW以下	15	4.5	4.5	4.5		卓上型オーブ シン・グリル（フ ードを付ける 場合） 炊飯器（炊飯容 量4リットル 以下） 圧力調理器（内 容積10リット ル以下）	7 KW以下	15	4.5	4.5	4.5			
	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こまろ （1口）	5.8KW以下	80	0	二	0		卓上型こまろ （1口）	5.8KW以下	80	0	二	0		
				卓上型こまろ（2 口以上） 付こまろ 付こまろ 付こまろ	14KW以下	80	0	二	0		卓上型こまろ （2口以上） 卓上型グリル 付こまろ	14KW以下	80	0	二	0		
			バーナーが 隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 KW以下	80	0	二	0	加熱部が開放	卓上型グリル	7 KW以下	80	0	二	0	
				加熱部が隠ぺ い	卓上型オーブ シン・グリル（フ ードを付けな い場合）	7 KW以下	30	4.5	二	4.5	加熱部が隠ぺ い	卓上型オーブ シン・グリル（フ ードを付けな い場合）	7 KW以下	30	4.5	二	4.5	
					卓上型オーブ シン・グリル（フ ードを付ける 場合）	7 KW以下	10	4.5	二	4.5		卓上型オーブ シン・グリル（フ ードを付ける 場合）	7 KW以下	10	4.5	二	4.5	
					炊飯器（炊飯容 量4リットル 以下）	15	4.5	二	4.5		炊飯器（炊飯容 量4リットル 以下）	4.7KW以下	15	4.5	二	4.5		
					圧力調理器（内 容積10リット ル以下）	15	4.5	二	4.5		圧力調理器（内 容積10リット ル以下）	4.7KW以下	15	4.5	二	4.5		
移動式 こまろ	液体燃料	不燃以外			6 KW以下	100	15	15	15		液体燃料	不燃以外						
		不燃			6 KW以下	80	0	二	0			不燃						
		固体燃料			二	100	30	30	30			固体燃料						
電気 温風 機	電気	不燃以外			2 KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注7：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。	電気	不燃以外						注7：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
		不燃			2 KW以下	0	0	二	0			不燃						
電気 調理 用機器	電気	不燃以外	電気こまろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こまろ形態のものに限る。）	こまろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8KW以下（1口当たり2KWを超え3KW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離	電気こまろ	不燃以外						注8：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（燃焼体の外周からの距離）を示す。
						二	20	二	20				4.8KW以下（1口当たり2KWを超え3KW以下）	二	20	二	20	
						二	10	二	10				4.8KW以下（1口当たり1KWを超え2KW以下）	100	2	100	2	
						二	15	二	15					二	15	二	15	
					4.8KW以下（1口当たり1KWを超え2KW以下）	100	2	2	2	（こまろ部分） 電磁誘導加熱式調理器でない場合におけ			4.8KW以下（1口当たり1KW以下）	100	2	100	2	
						二	10	二	10					二	10	二	10	
						二	10	二	10					二	10	二	10	

改正案

現行

		改正案				現行			
			4.8KW以下（1口当たり1KW以下）	100	2	2	2	発熱体の外周からの距離）を示す。 注9：磁誘導加熱式調理器の場合、本体上方の側方又は後方の距離（この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。	
			4.8KW以下（1口当たり3.3KW以下）	100	2	2	2		
			4.8KW以下（1口当たり3KW以下）	80	0	—	0		
			4.8KW以下（1口当たり3.3KW以下）	80	0	—	0		
電 気 天 火	電 気	不燃	2KW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面にあつては10cmとする。	
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
電 子 レ ン ジ	電 子 レ ン ジ	不燃	2KW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面にあつては10cmとする。	
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
電 気 ス ト ー ブ	電 気 ス ト ー ブ	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	100	4.5	4.5	4.5	
			前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	80	15	—	4.5	
			2KW以下	80	80	—	80		
			2KW以下	80	0	—	0		
			2KW以下	80	0	—	0		
			2KW以下	80	0	—	0		
電 気 レ ン ジ	電 気 レ ン ジ	不燃	4.8KW以下（1口当たり3KW以下）	80	0	—	0	注9：電気レンジでこの部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。	
			4.8KW以下（1口当たり2KWを超え3KW以下）	100	2	2	2		
			4.8KW以下（1口当たり1KWを超え2KW以下）	100	2	2	2		
			4.8KW以下（1口当たり1KW以下）	100	2	2	2		
電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器	電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器	不燃	4.8KW以下（1口当たり3KW以下）	80	0	—	0	注9：電気レンジでこの部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。	
			4.8KW以下（1口当たり3KW以下）	100	2	2	2		
			4.8KW以下（1口当たり3KW以下）	80	0	—	0		
			4.8KW以下（1口当たり3KW以下）	80	0	—	0		
電 気 天 火	電 気 天 火	不燃	2KW以下	10	4.5	4.5	4.5	注10：排気口面にあつては10cmとする。	
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
電 子 レ ン ジ	電 子 レ ン ジ	不燃	2KW以下	10	4.5	4.5	4.5	注10：排気口面にあつては10cmとする。	
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
			2KW以下	10	4.5	—	4.5		
電 気 ス ト ー ブ	電 気 ス ト ー ブ	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	100	4.5	4.5	4.5	
			前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2KW以下	80	15	—	4.5	
			2KW以下	80	80	—	80		
			2KW以下	80	0	—	0		
			2KW以下	80	0	—	0		
			2KW以下	80	0	—	0		

改正案

電 気 乾 燥 器	不燃以外	食器乾燥器	1KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1:前面に 排気口を 有する機 器にあつ ては0cm とする。
	不燃	食器乾燥器	1KW以下	0	0	二	0	
電 気 乾 燥 機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥 機、食器洗い乾燥機	3KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注2:排気口 面にあつ ては4.5cm とする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥 機、食器洗い乾燥機	3KW以下	4.5 注1	0 注2	二 注2	0 注2	
電 気 温 水 器	不燃以外	温度過昇防止装置を有 するもの	10KW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有 するもの	10KW以下	0	0	二	0	

- 備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

現行

電 気 乾 燥 器	不燃以外	食器乾燥器	1KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器	1KW以下	0	0	二	0	
電 気 乾 燥 機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥 機、食器洗い乾燥機	3KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注11:前面 に排気口 を有する 機器にあ つては0 cmとす る。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥 機、食器洗い乾燥機	3KW以下	4.5 注11	0 注12	二 注12	0 注12	
電 気 温 水 器	不燃以外	温度過昇防止装置を有 するもの	10KW以下	4.5	0	0	0	注12:排気 口面にあ つては 4.5cmと する。
	不燃	温度過昇防止装置を有 するもの	10KW以下	0	0	二	0	

- 備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第4～別表第8 省略

別表第4～別表第8 省略